

○農林水産省告示第千四百七十七号
植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第
七十三号)別表一の付表第三十一のフランス共和国
から発送されるゴルデンデリシャス種のりんごの生果実
の生果実に係る農林水産大臣が定める基準を
のように定め、平成九年九月十日から施行する。
平成九年九月十日

農林水産大臣 藤本孝雄

- (三) ゴルデンデリシャス種のりんごの生果実で
あること。
ア クロウカイミバエ、コドリンガ及び火
傷病に侵されていないものであること。

- (四) ハンガリのくん蒸は、次の要件を満たすものとす
ること。
ア 臭化メチルの蒸量は、くん蒸施設の内容
積一立方メートル当たり三十グラムとする
こと。

- イ 果実温度は、二十度以上とすること。
ウ クロウカイミバエに対する消毒として、火傷病
に侵されたものと/or、火傷病に対する消毒として、火
傷病に侵されたことのための措置がとら
れず、又は同地域を経由したものについては、生
果実の表面を殺菌すること。

エ クロウカイミバエに対する消毒として、火
傷病に侵されたもの及び火
傷病に侵されたことのための措置がとら
れず、又は同地域を経由したものについては、生
果実の表面を殺菌すること。

○農林水産省告示第千四百七十七号
植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第
七十三号)別表一の付表第三十一のフランス共和国
から発送されるゴルデンデリシャス種のりんごの生果実
の生果実に係る農林水産大臣が定める基準を
のように定め、平成九年九月十日から施行する。
平成九年九月十日

農林水産大臣 藤本孝雄

一 植物及び地域

ゴルデンデリシャス種のりんごの生果実であ
って、フランス共和国のうち、フランス共和
国植物防疫機関がチュウカイミバエ及びコド
リンガに対する濃密な防除が行われる地区とし
て指定した地域であり、かつ、フランス共和国
植物防疫機関が適切な時期に火傷病の発生の有
無に関する調査が行われている地区として指定
した地域で生産されたものであること。

二 輸送方法

船積貨物又は航空貨物として輸入されたもの
であること。

三 生産地における検査及び証明

フランス共和国植物防疫機関により検査さ
れ、かつ、その検査の結果、検疫有害動植物
が付着していないことを認め、又は危する旨
記載されているフランス共和国植物防疫機関
が発行した植物検疫證明書が添付してあるも
のであること。

四 (一) の植物検疫證明書には、次に掲げる事項 が特記されていること。

ア チュウカイミバエ、コドリンガ及び火
傷病に侵されていないものであること。

五 (二) の植物検疫證明書には、次に掲げる事項 が特記されていること。

ア チュウカイミバエ、コドリンガ及び火
傷病に侵されていないものであること。

六 (三) の植物検疫證明書には、次に掲げる事項 が特記されていること。

ア チュウカイミバエ、コドリンガ及び火
傷病に侵されていないものであること。

七 (四) の植物検疫證明書には、次に掲げる事項 が特記されていること。

三の「」の検査及び四の消毒が的確に実施され
たことが植物防疫官により確認されること。
六 こん包及びこん包場所
ハ 生果実は、チュウカイミバエ又はコド
リンガの侵入するおそれがないと認められる材
料によりこん包されていること。
二 こん包は、チュウカイミバエ又はコド
リンガの侵入するおそれがないと認められる場
所で行われていること。

三の「」の検査及び四の消毒が行われた生果実
のこん包に仕向地が日本である旨の表示がな
れていてこと。

四 各こん包又はこん包を取扱ったコンテナ一
には、フランス共和国植物防疫機関による封
印がなされていること。

五 各こん包又はこん包を取扱したコンテナ一
には、フランス共和国植物防疫機関による封
印がなされていること。

六 こん包及びこん包場所
ハ 生果実は、チュウカイミバエ又はコド
リンガの侵入するおそれがないと認められる材
料によりこん包されていること。
二 こん包は、チュウカイミバエ又はコド
リンガの侵入するおそれがないと認められる場
所で行われていること。

平成九年

同年九月十日農林水産省告示第千四百十七号
シヤフ・ラント共和国から発送されるゴールデンデリ
ス種のりんごの生果実に係る農林水産大臣が
定める基準を定める件
(印刷誤り)

八この包

こん包

ページ段行誤正
——
——
——
——